

議案第46号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

整理 番号	路線名	新旧別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	1-12号線	新	杉戸町大字茨島754-1地先から	
			幸手市東2丁目320-1地先まで	
		旧	幸手市大字上高野2014-1地先から	
			幸手市大字権現堂732地先まで	
2	68号線	新	幸手市大字円藤内164-9地先から	
			幸手市大字円藤内506-3地先まで	
		旧	幸手市大字円藤内165地先から	
			幸手市大字松石177地先まで	
3	172号線	新	幸手市北1丁目3348-4地先から	
			幸手市北1丁目3322-1地先まで	
		旧	幸手市北1丁目3322-1地先から	
			幸手市北1丁目3325地先まで	
4	343号線	新	幸手市大字下川崎225-2地先から	
			幸手市大字下川崎204-1地先まで	
		旧	幸手市大字下川崎225-2地先から	
			幸手市大字下川崎246-1地先まで	
5	1377号線	新	幸手市大字西関宿80-4地先から	
			幸手市大字西関宿9-10地先まで	
		旧	幸手市大字西関宿176-2地先から	
			幸手市大字西関宿9-5地先まで	

整理 番号	路 線 名	新旧別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
6	1 3 7 9 号線	新	幸手市大字惣新田 6 3 7 7 - 2 地先から	
			幸手市大字西関宿 2 6 - 1 地先まで	
		旧	幸手市大字惣新田 仮 4 2 0 1 - 2 地先から	
			幸手市大字西関宿 1 0 5 - 1 地先まで	
7	1 3 8 8 号線	新	幸手市大字西関宿 6 1 地先から	
			幸手市大字西関宿 1 0 3 - 1 地先まで	
		旧	幸手市大字西関宿 6 1 地先から	
			幸手市大字西関宿 1 0 4 - 1 地先まで	
8	1 3 9 0 号線	新	幸手市大字西関宿 3 4 - 1 地先から	
			幸手市大字西関宿 7 8 - 3 地先まで	
		旧	幸手市大字西関宿 3 4 - 1 地先から	
			幸手市大字西関宿 8 1 - 1 地先まで	
9	1 3 9 5 号線	新	幸手市大字西関宿 8 - 4 地先から	
			幸手市大字西関宿 2 0 - 5 地先まで	
		旧	幸手市大字西関宿 8 - 4 地先から	
			幸手市大字西関宿 2 0 - 2 地先まで	
1 0	1 8 6 6 号線	新	幸手市北 3 丁目 7 9 9 - 1 地先から	
			幸手市大字権現堂 2 3 1 - 1 地先まで	
		旧	幸手市北 3 丁目 7 9 9 - 1 地先から	
			幸手市大字権現堂 7 3 2 地先まで	
1 1	1 9 6 1 号線	新	幸手市東 1 丁目 6 0 7 9 - 1 2 地先から	
			幸手市東 1 丁目 6 0 7 9 - 8 地先まで	
		旧	幸手市東 1 丁目 6 0 7 9 - 1 地先から	
			幸手市東 1 丁目 6 0 7 9 - 8 地先まで	

整理 番号	路 線 名	新旧別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1 2	2 1 1 9 号 線	新	幸手市大字花島 4 6 - 1 地先から	
			幸手市大字槇野地 1 2 4 - 1 地先まで	
		旧	幸手市大字花島 7 6 - 2 地先から	
			幸手市大字槇野地 1 2 4 - 1 地先まで	
1 3	2 1 2 1 号 線	新	幸手市大字惣新田 2 7 3 2 - 1 地先から	
			幸手市大字花島 4 6 - 1 地先まで	
		旧	幸手市大字惣新田仮 2 7 3 2 - 1 地先から	
			幸手市大字花島 4 6 - 1 地先まで	
1 4	2 1 3 0 号 線	新	幸手市大字花島 4 3 - 3 地先から	
			幸手市大字花島 5 6 - 1 地先まで	
		旧	幸手市大字花島 4 3 - 1 地先から	
			幸手市大字花島 5 8 - 1 地先まで	

令和 4 年 9 月 1 日 提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

江戸川堤防強化対策事業や県道幸手境線バイパスの整備に伴い形態が変更された路線、道路形態がない一部区間を廃止する路線及び一部未認定であった路線について起点、終点又は起終点の変更をするため、この案を提出するものである。